

スポンサー花壇事業規約

1 花壇用地

- (1) 用地は、実施する企業等が用意する。
- (2) 地域住民等がいつでも観賞可能な場所とする。
- (3) 用地の所有者は、公共・企業・個人の別を問わないが、必ず所有者の承諾を得たうえで植栽等行う。
- (4) 個人宅の庭で所有している花壇等は対象外とする。

2 維持管理

- (1) 維持管理責任者を明確にする（企業等名称、担当者名、連絡先）。
- (2) 少なくとも1年以上は継続して維持管理を行う。
- (3) 花壇の植栽及び維持管理は、企業等が自主的に実施する。
- (4) 花壇の植栽及び維持管理に必要な経費等は、企業等が負担する。

3 看板の支給

市は花壇に設置する看板を支給する（企業等名称入り）。看板のデザイン等については、企業等と市（環境対策課）が協議のうえ決定する。

4 申込み

スポンサー花壇事業への参加を希望する企業等は、スポンサー花壇事業申込書を市（環境対策課）へ提出する。申込書には花壇の所在地、管理者、管理方法等を記入する。

5 維持管理の廃止

スポンサー花壇事業の維持管理を廃止する場合は、スポンサー花壇事業廃止届出書を市（環境対策課）へ提出する。

届出書には花壇の所在地、開設年月日、廃止年月日等を記載する。